

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 二五四
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 二五四
- 公告
 - 福島県准看護師試験を実施する件 二五五
 - 福島県選挙管理委員会 二五五
 - 不在者投票のできる施設として指定した件 二五五

告 示

福島県告示第三百二十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から平成三十一年四月二十四日付けで申請のあった定款の変更について、令和元年十月十五日認可した。
 令和元年十月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 （農村計画課）

福島県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和元年十月二十五日

- 一 保安林予定森林の所在場所
 田村市船引町門沢字深山一九〇、一九九の四、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇〇の四、二〇〇の六から二〇〇の八まで、二〇〇の一三から二〇〇の一八まで、二〇〇の

福島県知事 内 堀 雅 雄

二〇、二〇六の二、二二六の一、二二六の四、二二二、二二三、二二四の一、二二五の一、二二六の一、二二九の一、一三〇、一三三の二、一三三、三五一の二、三七九、三八三の一、三八三の三、船引町堀越字深山二九四の二、二九七の四、二九七の九、三二五の七、三四九の一から三四九の七まで、三四九の一三、三四九の一六、三四九の一七、三四九の一九、三四九の二〇、三四九の三一、三四九の八六から三四九の九三まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

公告第二百二十八号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和元年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。
 令和元年十月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 試験期日

令和二年二月五日（水）午後一時開始

二 試験場所

郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）

三 提出書類

- 1 受験願書
- 2 写真
 出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。
- 3 受験資格を証する書類

施設の名 称

施設の 所在地

- (一) 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。
- (二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書を代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が令和二年三月十九日（木）までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。
- 四 受験手数料
六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消印はしないこと。）。
- 五 受験願書の受付期間
令和元年十一月二十七日から同月二十九日までに郵送（書留郵便）又は持参のこと（郵送の場合は、令和元年十一月二十九日までの通信日付印のあるものは有効とする。）。
- 六 受験願書の提出先
福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室
福島市杉妻町二番十六号（郵便番号九六〇一八六七〇）
電話 〇二四一五二一七二二二（直通）
- 七 その他
 - 1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。
 - 2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室に問い合わせること。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第六十四号、第六十七号若しくは第六十八条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和元年十月八日次のとおり指定した。

令和元年十月二十五日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

社会福祉法人啓誠福祉会 特別養護
老人ホームさくら里

五 田村市滝根町菅谷字大子堂一五三番地二